

# 岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、科学技術振興のため本県試験研究機関開放試験室に設置する機械器具等(以下「機器」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (開放試験室名)

第2条 開放試験室の名称及び設置場所は、次の表のとおりとする。

名 称	設 置 場 所
工業技術開放試験室	岐阜県産業技術総合センター
高分子・複合材料開放試験室	岐阜県産業技術総合センター
繊維開放試験室	岐阜県産業技術総合センター
機能紙開放試験室	岐阜県産業技術総合センター
情報技術開放試験室	岐阜県産業技術総合センター
食品加工開放試験室	岐阜県食品科学研究所
無機材料開放試験室	岐阜県セラミックス研究所
木製品開放試験室	岐阜県生活技術研究所

## (使用期日等)

第3条 機器は、休日以外の日午前9時から午後5時までの時間で、試験研究業務に支障のない場合に使用できるものとする。ただし、試験研究機関の長(以下「機関長」という。)が必要と認めるときは、当該日及び時間を変更することができる。

## (使用料)

第4条 機器の使用料(以下「使用料」という。)は、別表のとおりとする。

## (使用の申込)

第5条 機器を使用する者(以下「使用者」という。)は、開放試験室設置機器利用申込書(以下「申込書」という。)(別記第1-1号様式)を関係機関長に提出しなければならない。

## (使用の承認)

第6条 機関長は前条の申込書を受理したときは、これに収受印を押印した上で審査し、使用を承認する場合は、別に定める承認印を押印して、そのコピーを申請者に交付する。担当職員は、使用者から当該コピーの提示を受けた上で、機器の使用を認める。承認できない場合は、開放試験室設置機器利用不承認通知書(別記第1-2号様式)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

2 機関長は、前項の承認をする場合において、必要があると認められるときは、条件を付することができる。この場合、開放試験室設置機器の利用に係る条件付承認書(別記第1-3号様式)により、条件の内容を明記するものとする。

## (使用料の納付)

第7条 使用者は、機関長が発付する納入通知書により、第4条の使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、納付した使用料の返還を請求することはできない。ただし、機関長がやむを得ない事情があると認める場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

#### (機器使用後等の整理)

第8条 使用者は、機器の使用が終わり、又は使用を中止したときは、当該機器を使用前の状態に復すとともに、使用場所の整理清掃を行わなければならない。

#### (事故状況の報告)

第9条 使用者は、機器の使用中に事故等により当該機器若しくは他の機器又は建物施設(以下「機器等」という。)を損傷したときは、速やかに機関長に連絡するとともに、事故報告書(別記第2号様式)を提出し、その指示を受けなければならない。

#### (使用者の賠償責任)

第10条 機関長は前条の場合において、機器等の損傷が、使用者の責に帰すべき事由によるものと認めるときは、使用者に機器等の修理又は損害の補てんをさせなければならない。

2 前項により修理又は補てんした機器等は、機関長の検査を受けなければならない。

#### (使用の取り消し)

第11条 機関長は使用者が次の各号に該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用を承認された機器等を、善良な管理者の注意をもって使用しなかった場合
- (2) 使用を承認された機器を使用目的以外に使用し、又は使用しようとした場合
- (3) この要綱、又はこれに基づく機関長の指示に従わない場合

#### (災害の補償)

第12条 機器使用中の災害については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、使用者は県に対し、一切求償できないものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年9月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から適用する。

岐阜県 機関長 様

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

開放試験室設置機器利用申込書

岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱に従い、下記のとおり申し込みます。

記

1 利用目的

2 開放試験室名

3 利用機器名

4 利用予定日時等

年 月 日 時 分 から  
年 月 日 時 分 まで  
件 測定

5 ※実際の利用日時等（職員が記入すること。）

年 月 日 時 分 から  
年 月 日 時 分 まで  
件 測定

6. ※利用料金（職員が記入すること。）

利 用 機 器 等	単 位	単 価	数 量	利用料金
合 計				

備考1 申請者は、※欄には記入しないでください。

2 機器使用中に機器等の損傷が使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者の責任において、機器等の修理又は損害の補てんをお願いします。

3 機器使用中の災害については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、県は一切責任を負いません。

第 年 月 日  
号

会社名  
代表者職氏名 様

岐阜県 機関長

開放試験室設置機器利用不承認通知書

年 月 日付けで提出のあった開放試験室設置機器利用申込書を審査した結果、下記の理由により不承認とします。

記

1. 申込内容

(1) 利用目的

(2) 開放試験室名

(3) 利用機器名

(4) 利用予定日時等

年 月 日 時 分 から  
年 月 日 時 分 まで  
件 測定

2. 不承認理由

第 年 月 日 号

会社名  
代表者職氏名 様

岐阜県 機関長

開放試験室設置機器の利用に係る条件付承認書

年 月 日付けで提出のあった開放試験室設置機器利用申込書を審査した結果、下記条件を付した上で承認します。

記

1. 申込内容

(1) 利用目的

(2) 開放試験室名

(3) 利用機器名

(4) 利用予定日時等

年 月 日 時 分 から  
年 月 日 時 分 まで  
件 測定

2. 利用条件

岐阜県 機関長 様

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

開放試験室設置機器事故報告書

開放試験室設置機器の事故状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 事故日時 年 月 日 時 分 頃

2. 開放試験室名

3. 利用機器名

4. 損傷機器等名

5. 損傷の程度

6. 損傷の状況

別表（第4条関係）

研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)	
岐阜県産業技術 総合センター	1 工業技術開放試験室			
	一 硬さ試験機	1時間につき	250	
	二 万能投影機	1時間につき	100	
	三 摩耗(スガ式)	1時間につき	120	
	四 高周波グロー放電発光分析装置	1時間につき	3,870	
	五 高周波スパッタリング装置	1時間につき	690	
	六 共焦点顕微鏡	1時間につき	1,820	
	七 電子ビーム表面加工	1時間につき	1,370	
	八 弾性率測定装置	1時間につき	380	
	九 耐電圧・絶縁抵抗試験器	1時間につき	580	
	十 パワーアナライザ	1時間につき	580	
	十一 低抵抗率計	1時間につき	590	
	十二 高抵抗率計	1時間につき	590	
	十三 冷熱衝撃試験機	1時間につき	1,640	
	十四 ウォータージェット	1時間につき	5,470	
	十五 ウォータージェット用CAD/CAMシステム	1時間につき	220	
	十六 マイクロX線CT	1時間につき	9,600	
	十七 デジタルマイクロスコープ	1時間につき	370	
	十八 X線光電子分光分析装置	1時間につき	9,660	
	十九 刃物切れ味試験機	1時間につき	110	
				試験紙を使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に試験紙の本数が5本又は5本に満たない端数を追加するごとに240円を加算する。
		二十 ダイヤフラム成形機	1時間につき	1,210
		二十一 残留応力測定装置(精密測定)	1時間につき	2,270
		二十二 残留応力測定装置(簡易測定)	1時間につき	1,680
		二十三 レーザマーカ	1時間につき	2,080
		二十四 金属用万能試験機	1時間につき	4,740
		二十五 レーザ形状測定器	1時間につき	450
		二十六 中波長赤外線ヒーター	1時間につき	1,280
		二十七 自動切削加工機	1時間につき	2,450
		二十八 高温熱伝導率測定機	1時間につき	1,890
		二十九 蛍光X線膜厚計	1時間につき	2,690
		三十 試料調整	1時間につき	830
		三十一 フタル酸エステル類等スクリーニング装置	1時間につき	5,370
		三十二 高温摩擦摩耗試験機	1時間につき	2,610
		三十三 微小押し込み硬さ試験機	1時間につき	9,820
	三十四 携帯型蛍光X線分析装置	1時間につき	680	
	三十五 超音波金属接合機	1時間につき	3,160	

研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)
	2 高分子・複合材料開放試験室		
	一 熱溶融測定装置	1時間につき	3,170
	二 GPC	1時間につき	9,790
	三 混練性測定装置	1時間につき	3,130
	四 テーバー式摩擦試験器	1時間につき	2,890
			ただし摩擦輪は、利用者持参のこと
	五 メルトインデクサー(室温使用)	1時間につき	460
	六 原子間力顕微鏡	1時間につき	4,420
	七 計装衝撃試験機	1時間につき	100
	八 硬度計	1時間につき	280
	九 射出成型機	1時間につき	540
			ただし金型、樹脂は利用者持参のこと
	十 粒度分布測定システム	1時間につき	3,040
	十一 接触角計	1時間につき	1,830
	十二 示差走査熱量測定装置	1時間につき	2,890
	十三 熱重量測定装置	1時間につき	2,390
	十四 熱機械特性測定装置	1時間につき	4,780
	十五 動的粘弾性測定装置	1時間につき	930
	十六 レオメータ測定装置	1時間につき	2,870
	十七 小型低真空電子顕微鏡	1時間につき	2,670
	十八 比表面積測定装置	1時間につき	1,960
	十九 手動熱プレス装置	1時間につき	650
	二十 複合材料試験加工機	1時間につき	5,850
	二十一 三次元粗さ解析電子顕微鏡	1時間につき	4,430
	3 繊維開放試験室		
	一 サンプル不織布機	1時間につき	1,640
	二 収縮テスト用プレス機	1時間につき	410
	三 高温加工試験機	1時間につき	860
	四 高温高圧染色機	1時間につき	440
	五 KES風合い計測システム	1時間につき	1,990
	六 摩擦帯電圧測定器	1時間につき	250
	七 システム顕微鏡	1時間につき	420
	八 精密迅速熱物性測定装置	1時間につき	1,190
	九 環境試験室	1時間につき	530
	十 分光測色機	1時間につき	410
	十一 高温高圧液流染色機	1時間につき	440
	十二 引張試験機	1時間につき	450
	十三 粉碎機	1時間につき	230
	十四 溶融紡糸装置	1日につき	27,860
	十五 撚糸装置一式	1時間につき	310
	十六 赤外線熱画像解析装置	1時間につき	1,720
	十七 カーボンアーク耐光試験機	1時間につき	520
	十八 乾燥性試験機	1時間につき	50
	十九 紫外可視近赤外分光光度計(UVNIR)・ヘーズメーター	1時間につき	1,120
	二十 燃焼性試験機	1時間につき	1,070

研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)
	二一 小型ホットプレス機	1時間につき	520
	二二 マーチンデル摩耗試験機2個掛け	1時間につき	310
	二三 サーマルマネキン	1時間につき	1,830
	二四 遮光性試験機	1時間につき	870
	二五 エレメントルフ引裂試験機	1時間につき	1,110
	二六 熱応力測定機	1時間につき	440
	二七 サイジングワインダー	1時間につき	750
	二八 織度測定器	1時間につき	970
	二九 小幅レピアサンプル織機	1時間につき	1,310
	三十 熱伝導率測定装置	1時間につき	1,310
	三一 保温性試験機	1時間につき	370
	三二 横編試験機	1時間につき	2,530
	三三 接触圧測定装置	1時間につき	1,300
	三四 速乾性試験装置	1時間につき	440
	三五 音響特性予測装置	1時間につき	1,060
	三六 垂直入射吸音率測定装置	1時間につき	1,850
	4 機能紙開放試験室		
	一 抗張力試験機	1時間につき	100
	二 平滑度試験機	1時間につき	100
	三 引き裂き試験器	1時間につき	200
	四 耐折強さ試験器	1時間につき	150
	五 透気度試験器	1時間につき	160
	六 ろ水度試験器	1時間につき	350
	七 摩耗強さ試験器	1時間につき	210
	八 試験用小型ビーター	1時間につき	420
	九 バッチ式パルパー	1時間につき	820
	十 タッピ手漉き装置	1時間につき	530
	十一 高圧プレス装置	1時間につき	230
	十二 裁断機	1時間につき	570
	十三 テーブルカレンダー	1時間につき	220
	十四 真空湿紙成型装置	1時間につき	760
	十五 吸水度試験器	1時間につき	200
	十六 コーティングロッド	1時間につき	120
	十七 試験用フラットスクリーン	1時間につき	560
	十八 熱ロール	1時間につき	120
	十九 pHメーター	1件につき	310
	二十 光学顕微鏡装置	1件につき	290
	二一 柔軟度試験器	1時間につき	200
	二二 光沢度計	1時間につき	300
	二三 ファイブレーター	1時間につき	4,400
	二四 ターボミル	1時間につき	2,120
	二五 スリット	1件につき	2,290
	二六 摩砕機	1件につき	2,660
	二七 PFIミル	1時間につき	2,890
	二八 乾燥機	1時間につき	200
	二九 白色度計	1時間につき	620
	三十 リングクラッシュテスタ	1時間につき	480

研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)
	三十一 パンクチュアー	1時間につき	230
	三十二 破裂試験機	1時間につき	430
	三十三 紙厚計	1時間につき	620
	三十四 水分計	1時間につき	220
	三十五 遠心脱水機	1時間につき	450
	三十六 配向性抄紙機	1時間につき	1,010
	三十七 蒸解装置	1時間につき	1,480
	三十八 ほぐれやすさ試験機	1時間につき	310
	三十九 大型恒温恒湿槽	1時間につき	480
	四十 横型引張試験機	1時間につき	660
	5 情報技術開放試験室		
	一 ネットワークアナライザ	1時間につき	340
	二 スペクトラムアナライザ	1時間につき	420
	三 デジタルオシロスコープ	1時間につき	100
	四 二眼式三次元形状計測システム	1時間につき	1,310
	五 三次元造形機(0.254mmピッチ積層)	1時間につき	2,760
	六 三次元造形機(0.127mmピッチ積層)	1時間につき	1,420
	七 三次元造形機用データ作成機	1時間につき	190
	八 三次元造形機用超音波洗浄機	1時間につき	330
	九 樹脂流動解析システム	1時間につき	530
	十 電波暗室	1時間につき	7,840
	十一 シールドルーム	1時間につき	2,110
	十二 放射エミッション試験機 (一般機器規格)	1時間につき	1,010
	十三 放射エミッション試験機 (車載機器試験)	1時間につき	1,700
	十四 伝導エミッション試験機 (一般機器規格)	1時間につき	720
	十五 伝導エミッション試験機 (車載機器試験)	1時間につき	1,180
	十六 放射イミュニティ試験機 (一般機器規格)	1時間につき	1,050
	十七 放射イミュニティ試験機 (車載機器試験)	1時間につき	2,070
	十八 近接照射イミュニティ試験機 (一般機器規格)	1時間につき	2,710
	十九 近接照射イミュニティ試験機 (車載機器規格)	1時間につき	5,590
	二十 磁界イミュニティ試験機	1時間につき	2,650
	二十一 レーダーパルス試験機	1時間につき	6,040
	二十二 伝導イミュニティ試験機 (一般機器規格)	1時間につき	660
	二十三 伝導イミュニティ試験機 (車載機器規格)	1時間につき	910
	二十四 耐ノイズ評価試験機	1時間につき	990
	二十五 電源高調波試験機	1時間につき	990

研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)
	二六 カーボンファイバー対応3Dプリンタ	1時間につき	340 プリンタを使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に使用した樹脂材料10cm <sup>3</sup> 又は10cm <sup>3</sup> に満たない端数を追加するごとに440円を加算、使用した繊維材料1cm <sup>3</sup> 又は1cm <sup>3</sup> に満たない端数を追加するごとに560円を加算する。
	二七 樹脂粉末三次元造形システム	1時間につき	3,730 システムを使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に造形物10ml又は10mlに満たない端数を追加するごとに1,160円を加算する。
岐阜県食品科学研究所	1 食品加工開放試験室		
	一 超純水製造器	1時間につき	100
	二 動物細胞培養器	1日につき	100
	三 マイクロプレートリーダー	1時間につき	100
	四 有機酸分析装置	1時間につき	100
	五 微生物培養器	1日につき	100
	六 遠心機	1時間につき	120
	七 カントーミキサー	1時間につき	100
	八 ミートスライサー	1時間につき	100
	九 缶詰機	1時間につき	100
			缶詰機を使用する場合の使用料の額は、当該使用料の額に使用した容器材料費1個を追加するごとに100円を加算する。
	十 オープン	1時間につき	120
	十一 蒸し器	1時間につき	190
	十二 薫煙機	1回につき	270
	十三 レトルト殺菌装置	1回につき	330
	十四 真空凍結乾燥機	1時間につき	560
	十五 水分活性測定装置	1時間につき	100
	十六 低真空電子顕微鏡	1時間につき	1,590
	十七 デジタルマイクロスコープ	1時間につき	500
	十八 ショックフリーザー	1時間につき	130
	十九 精米機	1時間につき	730
	二十 グルコース分析装置	1時間につき	460

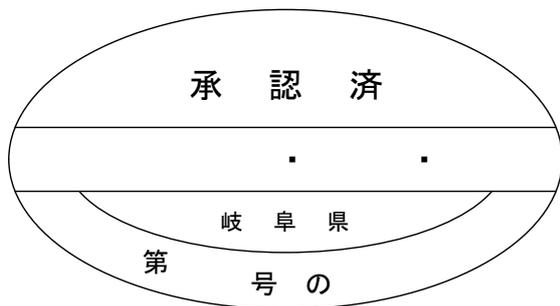


研究所名	開放試験室名等	単位	使用料(円)
	九 ダブルチャンバー式環境試験室 (空調設備1機利用)	1時間につき	1,070
	十 ダブルチャンバー式環境試験室 (空調設備2機利用)	1時間につき	1,200
	十一 落球式衝撃試験機	1時間につき	100
	十二 デュポン式衝撃試験機	1時間につき	100
	十三 恒温恒湿器	1時間につき	270
	十四 恒温器	1時間につき	100
	十五 含水率計	1時間につき	100
	十六 音響特性評価装置	1日につき	3,920
	十七 材質物性評価装置	1時間につき	1,210
	十八 熱伝導測定装置	1時間につき	100
	十九 レーザーカッター	1時間につき	1,210
	二十 3Dハンディスキャナ	1時間につき	310
	二十一 体圧分布測定装置	1時間につき	4,670
	二十二 ガスクロマトグラフ質量分析計 (におい嗅ぎ装置付き)	1時間につき	2,330
	二十三 リバースエンジニアリング支援シ ステム	1時間につき	390
	二十四 照明環境シミュレーション装置	1時間につき	550
	二十五 イメージング色彩輝度計	1時間につき	750
	二十六 大型恒温恒湿器	1時間につき	460
	二十七 卓上CNCフライス加工機	1時間につき	150

別紙（第6条関係）

要鋼第6条に定める承認印は次のとおりとし、平成23年4月1日から使用する。

一 承認印



規格：回転印

書体：行書体

大きさ：28mm×42mm の楕円型